

1. 件名:「日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請及び保安規定変更認可申請の一部補正に係る面談」

2. 日時:令和元年12月24日(火)16:00～17:50

3. 場所:原子力規制庁9階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長

日本核燃料開発株式会社 保安管理部長 他2名

5. 要旨

(1)日本核燃料開発株式会社(以下「NFD」という。)から、令和元年11月28日付けで提出のあった核燃料物質使用変更許可申請及び令和元年12月20日付けで提出のあった保安規定の変更認可申請の一部補正について、以下の説明を受けた。

- 使用変更の内容は、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所(以下「1F」という。)の燃料デブリの受入れに関するものであり、取り扱う核燃料物質に燃料デブリを追加するとともに使用の目的にも追加する。
- 燃料デブリの分析を行うに当たり、新しく設備を導入することはなく、既存の設備を用いて分析する。作業フローは、燃料デブリに限った内容ではなく、既許可の使用済燃料等の分析と同様の作業フローとなる。
- 使用設備においては、使用目的の異なる核燃料物質、例えば、使用済燃料と燃料デブリを同時に同一セルで使用することがないように運用する。
- 安全対策書から想定される臨界事故について、当該記載を削除する予定である。削除の理由について、現状の想定事故の記載は、他事業所における想定を引用したものであって、一方、NFDでは質量管理による臨界管理を行っており、核燃料物質の取扱量を最小臨界量の45%に制限していることを2名でダブルチェックしているため、臨界事故が起こりえない。
- 保安規定の一部補正については、令和元年10月18日の面談における原子力規制庁からの指摘を踏まえ、各設備における核燃料物質の最大貯蔵量の表A、緊急作業要員への教育の明確化等の修正を行っている。

(2)原子力規制庁から以下の内容を伝えた。

- 同一の設備内で使用済燃料と燃料デブリを同時に使用しない運用については、許可後に保安規定に反映し変更認可申請を行うところかと思うが、今回申請のあった使用許可申請書にもその旨を記載してはどうか。
- 各設備において使用する核燃料物質の種類の記事が不明瞭のため、記載ぶりについて再検討すること。
- 想定臨界事故に係る記事を削除することと、臨界に係る質量管理を2名でダブル

ルチェックしているため臨界事故は起こり得ないことの関係性が不明確であるので、再度整理して説明すること。

- ホームページ公開用の申請書の提示が遅い。今回のようにマスキングの整理に時間を費やすことがないよう、御社において関係者と十分に調整し、チェック体制の強化を図るとともに、業務運営の透明性確保の観点からも、原則申請書と同時に提出すること。

(3) NFDから、原子力規制庁からの指摘を踏まえて適切に対応する旨の発言があった。

6. 配布資料

NFD における 1F 燃料デブリ取り扱い方法について